

福生青年会議所  
基金会計に関する規定

第1章 目的

第1条 本規定は、本会議所定款第43条第4項に規定する基金会計の収支・運用等について定めたものである。

第2章 収入

第2条 基金として積み立てる収入ならびに財産及び資産の内容は次の各号に定めるものとする。

- (1) 正会員の入会金。
- (2) シニア会員の入会金。
- (3) 基金会計に属する資産の運用により取得した利息等。
- (4) その他、基金として基金会計に繰り入れることが妥当であるもので、総会の決議を経たもの。

第3章 運用

第3条 基金の運用の方法については次の各号に定めるものとする。

- (1) 元本の保証された預貯金。
- (2) 本会議所事務局の賃借にあたって、貸主に対して預け入れる保証金もしくは敷金と腕、実質的な賃料として償却される予定のないもの。
- (3) その他、総会において妥当と認められた運用方法。

第4章 支出

第4条 基金の全部若しくは一部を取り崩して支出できる場合は次の各号に定めるものとする。但し、何れの場合も総会の決議を要する。

- (1) 周年事業に要する費用で特に必要と認められるもの。
- (2) その他、当会議所の目的達成のため、或いは運営上特に必要と認められるもの。

附則

福生市本町112番地2 所在の福生市商店街協同組合会館1階を福生青年会議所の事務局として借り受けるにあたり、保証金として1,000,000円を預け入れる。

(償却なし)